



市税等の猶予制度

納税課 ☎77515194  
☎77519846

税を納期限までに納付しないと、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じて延滞金がかかります。さらに、督促状の送付を受けてもなお、納付がされない場合には、給与や財産の差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

市税等の猶予制度は、これまで市税等に滞納がない人で、市税を納期限までに納付することにより事業の継続や生活の維持が困難になる場合や、災害で被災したなどの特別な事情がある場合には、滞納処分を条件付きで猶予することができるとなっています。延滞金の全部または一部を免除、もしくは軽減できる場合もあります。新型コロナウイルス感染症に納税者(家族を含む)が罹患した場合や、この影響により業績が著しく悪化した場合も該当になることがあります。**【必要書類】**罹災証明など特別な事情を証する書類、過去1年分の収支状況が確認できる書類、預(貯)金通帳や生命保険証書など資産状況が確認できる書類、印鑑認め印(可)など

児童扶養手当・特別児童扶養手当などの改定

子ども支援課(児童扶養手当)

☎77566819  
☎7745342  
障害福祉課(特別児童扶養手当など)  
☎77515123  
☎77618872

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の額が左表のとおり改定されました。

【児童扶養手当(月額)】

児童数	改定前		改定後	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
1人目	42,910円	42,900円～10,120円	43,160円	43,150円～10,180円
2人目	10,140円	10,130円～5,070円	10,190円	10,180円～5,100円
3人目以降	6,080円	6,070円～3,040円	6,110円	6,100円～3,060円

【特別児童扶養手当(月額)】

等級	改定前	改定後
1級	52,200円	52,500円
2級	34,770円	34,970円

【障害児福祉手当(月額)】

改定前	改定後
14,790円	14,880円

【特別障害者手当(月額)】

改定前	改定後
27,200円	27,350円

【経過的福祉手当(月額)】

改定前	改定後
14,790円	14,880円

住宅リフォーム応援  
商品券を発行

商品券

商工課 ☎777-4441・☎775-5024

昨年10月の消費税・地方消費税の引き上げによる影響緩和と、地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム応援商品券を発行します。**内**市内の登録店舗で使える商品券を一律2万円交付**【商品券利用期間】**7月1日(水)～令和3年2月28日(日)**対**市内に住所を有し、市内に事業所を有する建築業者に自己負担額20万円以上(税込み)のリフォーム工事を発注する個人 ※リフォーム工事後に転入予定の人も対象です。**定**200件(先着順)**申**申請書(商工課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、リフォーム工事費用の見積書などを添付して、6月1日(月)～12月28日(月)に直接、商工課へ ※工事は、交付決定通知到着後に発注してください。工事完了から1カ月以内に、実績報告書などの提出が必要です。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。商工課にお問い合わせください。

防災行政無線を用いた  
緊急情報の伝達訓練

危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。**時**5月20日(水)11時ごろ **内**下表のとおり

防災行政無線による試験放送

市内に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

【放送内容】

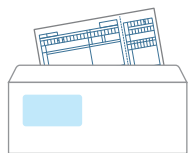
- ①「これは、Jアラートのテストです」を3回
- ②「こちらは、防災上尾です」

## 固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送

資産税課(土地) ☎77555133  
 (家屋) ☎775515134  
 ☎77519846

5月1日(金)に、令和2年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を郵送します。次の①～⑤の場合には、資産税課へ連絡してください。①納税通知書の宛名が死亡した人になっている②海外へ出国(居住・長期滞在)する予定がある③未登記の家屋を新築(増築)した・取り壊した、またはそれらの予定がある④未登記の家屋の所有者を変更した⑤土地の利用状況を変更した、またはその予定がある

また次の(1)(2)に該当する住宅は、令和2年度から「新築住宅に対する固定資産税の減額措置」の適用がなくなり、本来の税額になります。(1)平成28年1月2日～平成29年1月1日に新築した一般の住宅(2)平成26年1月2日～平成27年1月1日に新築した3階建以上の耐火住宅など



## 住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度・危険ブロック塀等の撤去築造補助制度

建築安全課 ☎7758490  
 ☎7759906

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で専門家が行う耐震診断と耐震改修工事および危険ブロック塀などの撤去築造工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。また、市による木造住宅の凶面での無料簡易耐震診断も受け付けています。※いずれの補助金にも交付の条件があります。また、診断や改修工事の契約を行う前に、補助申請を行い、交付決定後に契約してください。

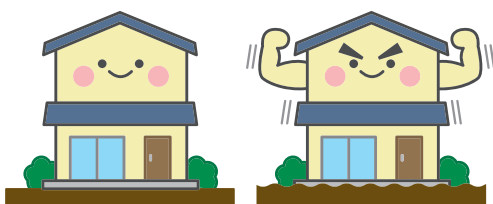
●木造住宅耐震診断補助制度 ①次  
 ①～④の全てに該当していること  
 ①当該住宅に居住し、市税を完納している  
 ②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している  
 ③在来軸組工法(木材の柱や梁で構造を支える方法)または枠組壁工法(ツー・バイ・フォー工法)の2階建て以下  
 ④診断は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施 **【補助金額】**耐震診断に要した費用の全額で上限10万円

●木造住宅耐震改修補助制度 ①次  
 ①～⑥の全てに該当すること  
 ①当該住宅に居住または居住を予定し、市税を完納している  
 ②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している  
 ③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下  
 ④耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないとして判定された  
 ⑤現行の耐震基準に適合させるための耐震改修である  
 ⑥改修設計は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施し、改修工事は建設業の許可業者が行う **【補助金額】**耐震改修に要した費用の23割の額で上限60万円

●危険ブロック塀等の撤去築造補助制度 公衆用道路などに面した高さ80センチ以上の塀または門柱(ブロック塀、石造その他の組積造、万年塀)で、点検項目(高さが地盤面から2.2メートルを超えるもの、傾きやひび割れがあるなど)により危険ブロック塀と判断されたものの撤去工事や、撤去後のフェンスなどの築造工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助します。①～③全ての条件を満たすもの①点検項目で不適合のある危険ブロック塀などの撤去工事で、その処理処分まで行う②公衆用道路などに面するブロック塀など

(隣地境界にある塀などは除く)③市内業者の施工による **【補助金額】**①危険ブロック塀等撤去/1平方メートルあたり7千円または工事額のうち少ない額②フェンス等築造1メートルあたり1万5千円または工事費の2分の1のうち少ない額 ※①②ともに20万円が上限です。

●木造住宅の無料簡易耐震診断 平成12年5月末までに着工された2階建て以下の木造住宅(工業化住宅を除く)の簡易耐震診断を随時、無料で受け付けています。住宅の凶面(設計図など)を基にコンピューターで簡易な耐震診断をして、耐震性能を4段階で評価します。建築当時の建築確認申請書(副本)または、壁や窓の位置が分かる各階平面図を用意して直接、建築安全課へお越しください。



## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

緊急経済対策に盛り込まれた支援策は、国会での審議及び補正予算・関係法案成立後などにご活用いただけることとなります。そのため、現時点(4月17日)では詳細な情報がないため、いずれの支援策も情報が入り次第、『広報あげお』や市ホームページなどでお知らせします。各支援策の問い合わせ先は、36ページ(裏表紙)の「新型コロナウイルス感染症の影響による困りごととはご相談を」をご覧ください。

### 事業継続に困っている中小・小規模事業者などへの主な支援策

#### 資金繰り支援

日本公庫などに加え、地方銀行、信用金庫などの民間機関でも無利子・無担保融資を受けられるようになります。また、既往債務については、無利子・無担保融資への借換えができるようにし、貸付条件を大幅に改善します。

#### 給付金

(令和2年4月7日閣議決定)

収入(売上)が前年度と比べて大幅に急減した中小・小規模事業者などに最大200万円、フリーランスを含む個人事業者などに最大100万円を給付します。

#### 雇用調整助成金

当面の間、解雇などを行わない場合は助成率を90%に引き上げます。

### 個人への主な支援策

#### 給付金

国の緊急経済対策の給付金については、現時点(4月17日)では内容が確定していないため、情報が入り次第『広報あげお』や市ホームページなどでお知らせします。

## 食べて応援!

### 市民と事業者をおいしさでつなげる 「あげおグルメサイト」

市観光協会 ☎775-5917・FAX775-5024

外出自粛要請が続き、毎日の食事にも苦労しているのではないのでしょうか。こんな時こそ、おいしいグルメで食卓を囲み、家族だんらんを楽しみませんか。「あげおグルメサイト」では、新型コロナウイルスの感染防止対策やテイクアウト・デリバリーをしているお店を紹介しています。ぜひご利用ください。

また、同サイトでは店の追加登録も募集しています。登録について詳しくは、観光協会ホームページ「飲食店応援グルメデータベース登録」をご覧ください。



あげお  
グルメサイト



飲食店応援グルメ  
データベース登録

## 新型コロナウイルスに感染した被保険者に 傷病手当金を支給

保険年金課 ☎782-6481・FAX775-9827

上尾市国民健康保険の加入者で、給与の支払いを受けている被保険者が、「新型コロナウイルスに感染した」「発熱などの症状があり感染が疑われる」などの理由により休業して無給になった場合、次のとおり傷病手当金の支給が受けられることがあります。詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

【適用期間】令和2年1月1日～9月30日(水) 【支給期間】療養のため、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間 【支給額】直近3カ月の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数 【申請期間】労務に服することができなくなった日の翌日から2年以内 【提出書類】申請書(保険年金課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接または郵送で保険年金課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※事業主や医療機関が記入する書類があります。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、体調がすぐれない場合は窓口での申請はご遠慮ください。

# 40歳になったら受けよう特定健診！

## 特定健診を受けるとこんなに**お得**！

保険年金課 ☎782-6494 ☎775-9827

メリット  
1

### 健康

毎年受けることで生活習慣病の予防と早期発見ができます！健診結果を活用して、生活習慣を見直しましょう。

肥満

高血圧

生活習慣病の危険因子

脂質異常症

糖尿病

メリット  
2

### 生活改善

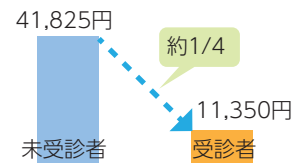
生活習慣病のリスクがある人は、特定保健指導を利用することで、健康づくりの専門スタッフからアドバイスが受けられます。特定保健指導を活用してメタボから脱出しましょう！



メリット  
3

### 家計

病気にならない体をキープしていれば、高額な治療を受けずに済み、家計の負担を抑えることができます。



特定健診受診者と未受診者の生活習慣病医療費(平成30年度の1人当たりの年額)

#### 特定健診で何を調べるの？

肥満	高血圧	脂質異常症
<ul style="list-style-type: none"> <li>身長</li> <li>体重</li> <li>腹囲</li> <li>BMI</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収縮期血圧</li> <li>拡張期血圧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中性脂肪</li> <li>HDLコレステロール</li> <li>LDLコレステロール</li> </ul>
糖尿病	肝機能	腎機能
<ul style="list-style-type: none"> <li>血糖</li> <li>HbA1c</li> <li>尿糖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AST (GOT)</li> <li>ALT (GPT)</li> <li>γ-GT (γ-GTP)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>尿蛋白</li> <li>血清クレアチニン</li> <li>尿酸</li> </ul>

※上記の他に心電図検査、貧血検査、眼底検査(医師が必要と認めた場合)があります。

#### 特定健診とは

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した健診で、毎年受診することで生活習慣病の予防に役立てることができます。上尾市国民健康保険の加入者は無料で受診することができます。(土)に実施できる医療機関もあります。国民健康保険の加入者には保険年金課から特定健診受診券(黄色)と案内を郵送します。

#### 特定保健指導を知っていますか？

特定健診の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高い人に対して、専門スタッフ(医師、保健師、管理栄養士)が生活習慣を見直すサポートをする支援プログラムです。あなたに合った健康習慣を見つけるチャンスですので、対象の人はぜひ受けてください。

#### 新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力を

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、国からの「緊急事態宣言」発令中は、特定健診(後期高齢者健診)・人間ドックを一時中止します。

なお、「緊急事態宣言」解除後も、本人や家族に発熱などの症状があり感染が疑われる場合は、同健診の受診を控えてくださいますよう、ご協力をお願いします。

#### 特定健診の受診の流れ

##### 1 健診の案内・受診券の送付

特定健診の案内や受診券が送られてきたら、どの医療機関で受診するか決めましょう。

##### 2 健診の予約

実施医療機関を確認して、健診の予約をします。受診日時を忘れないようにしましょう。

##### 4 健診の結果

健診の結果は、医療機関から直接手渡すまたは郵送され、全員に健康づくりのための情報提供が行われます。

##### 3 健診の受診

受診当日は、必ず保険証と受診券を持参しましょう。キャンセルや受診日の変更は早めに連絡してください。

※75歳以上の人は後期高齢者健診を受診しましょう。受診券の色は「緑色」です。

# 市役所人事異動

職員課 ☎775-5112・☎775-9819



4月1日付で人事異動を行いました。異動総数は600人です。そのうち課長級以上の異動は次のとおりです。

## 部長級

- ▽行政経営部長／小田川史明
- ▽健康福祉部長兼福祉事務所長／石川克美
- ▽市民生活部長／西嶋秋人
- ▽学校教育部長／瀧沢葉子

## 次長級

- ▽市長政策室次長兼秘書政策課長／

## 課長級

- 井上雅文
- ▽行政経営部次長／松澤義章
- ▽同部次長兼財政課長／西林幸泰
- ▽総務部次長併選挙管理委員会事務局長／関根郁夫
- ▽同部法務監／荘加大策
- ▽子ども未来部次長／岡野孝史
- ▽健康福祉部次長／畑健二
- ▽消防本部次長兼警防課長／清水章
- ▽東消防署長／山本協之
- ▽西消防署長／柳川幸助
- ▽議事事務局次長兼議会総務課長／加藤浩章
- ▽教育総務部次長／清水千絵
- ▽市民生活部副参事兼上尾出張所長／川井有規
- ▽消防本部副参事兼消防総務課長／関口一夫
- ▽学校教育部副参事兼学務課長／太田光登
- ▽同部副参事兼指導課長兼教育センター所長／田中栄次郎

- ▽市長政策室広報広聴課長／野崎孝幸
- ▽行政経営部行政経営課長／堀部弘幸
- ▽同部資産税課長／加藤俊市
- ▽同部施設課長／中金勝己
- ▽総務部総務課長／中澤真治
- ▽同部IT推進課長／加藤孝志
- ▽子ども未来部保育課長／藤波伴安
- ▽同部発達支援相談センター所長／小林秀幸
- ▽健康福祉部健康増進課長兼東保健センター所長兼平日夜間及び休日急患診療所長／樋浦雅紀
- ▽同部

- 健康増進課主席兼西保健センター所長／坂井良昭
- ▽市民生活部市民課長／森泉洋一
- ▽同部平方支所長／山中幸二
- ▽同部大石支所長／小林正和
- ▽同部保険年金課長／小林仁子
- ▽環境経済部商工課長／榮幸輝
- ▽都市整備部道路課長／北島亨
- ▽同部河川課長／奥隅雄一
- ▽上下水道部水道施設課長／内堀真人
- ▽消防本部予防課長／保坂久
- ▽同部指令課長／高柳竹光
- ▽東消防署消防第一課長／小川清純
- ▽同署消防第二課長／本田茂人
- ▽同署上平分署長／大森英雄
- ▽西消防署消防第一課長／設永豊
- ▽同署消防第二課長／関口祥一
- ▽同署大谷分署長／地野建次
- ▽同署平方分署長／小島浩志
- ▽議事事務局議事調査課長／谷川義哉
- ▽教育総務部教育総務課長／池田直隆



## コカ・コーラボトラーズジャパン(株)と「オリンピック機運醸成を基軸とする市民サービス向上の協働取組みに関する協定」を締結

行政経営課 ☎775-3963・☎776-8873

3月30日、市はコカ・コーラボトラーズジャパン(株)と「オリンピック機運醸成を基軸とする市民サービス向上の協働取組みに関する協定」を締結しました。今後、緊密な相互連携と双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、オリンピックの機運醸成を基軸とした市民サービスの向上や地域の活性化を図ります。



コカ・コーラボトラーズジャパン(株)関東営業本部埼玉/千葉地区市川統括部長(左)と島山市長